


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉沢寿子			
件名	東大和市災害見舞金支給要綱の一部を改正する要綱について					
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>災害見舞金の支給にあたり「消火活動による水損」の被害の認定をより適正なものとするため、改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>見舞金の支給の認定に当たり、「消火活動による水損」は、職員が現場を実調し被害状況を目視で確認、状況を聴取し認定している。これを、水損についても関係消防署の決定に基づく認定に変更するものである。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>改正起案決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>関係消防署の決定に基づき認定することで、より適正な認定となり向上が図られる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。